

川崎市 協働・連携の
基本方針

多様な
コラボレーションによる
暮らしやすい地域社会づくりに向けて



平成28年(2016)年3月

川崎市

はじめに

川崎市では、これまで自治基本条例に基づく市民本位のまちづくりを推進し、地域の特色を活かした協働の取組や、地域課題への的確な対応、市民が自治の主役となる地域社会の創造に向けた取組などを推進し、市民の自治力が十分に発揮される分権型社会の構築を進めてきました。

こうした中、市民活動団体と行政とのより良い関係構築に向けて、平成20年に「川崎市協働型事業のルール」を策定するなど、参加と協働の拠点である区役所や市民館などを中心に、市民活動団体との協働型事業などを通じて、積極的に地域課題の解決に向けた取組を進めてきました。

一方で、今後の地域社会を展望すると、少子高齢化の急激な進行や人口減少社会への転換、人間関係の希薄化などを背景として、地域の課題はますます多様化・複雑化していくことが見込まれます。こうした状況下における、持続可能な地域社会の構築に向けては、限られた行政の資源や地域で活動する団体単独の取組だけでは、その課題のすべてに対応することが難しく、多様な主体との協働や連携した取組の重要性が増しています。

また、地域における公益的な活動の担い手も市民活動団体や町内会・自治会をはじめ、社会福祉協議会、企業やソーシャルビジネス事業者、大学等の高等教育機関など、それぞれの特色を活かした社会貢献活動や地域活動が展開されています。

こうした地域の課題の複雑化と地域の活動主体の多様化、それに伴う協働や連携による取組の役割が増している今日的情況を踏まえ、学識経験者、団体関係者及び公募市民を委員とする「川崎市協働・連携のあり方検討委員会」を設置し、今後の協働・連携のあり方について調査審議を進めてきました。

この委員会から出された、協働・連携による目指すべき社会の姿や、多様な主体との協働・連携を推進する際の視点などに関する提言をもとに、川崎市としての今後の多様な主体との新たな協働・連携を推進する上での基本的考え方として位置付けられる「川崎市協働・連携の基本方針」を策定しました。

今後、川崎市はこの基本方針に基づき、それぞれの特徴や役割を活かした多様な主体による協働・連携の取組をより一層推進、促進することより、新しい価値を生み出し、地域課題の解決や社会の変革を図ることを通じて、暮らしやすい地域社会の実現を図ります。

目次

第1章 策定の背景と目的	2
1 策定の背景	2
2 基本方針の目的・位置付け	3
第2章 協働・連携の現状確認と課題整理	4
1 これまでの協働・連携に関する考え方や取組	4
2 協働・連携を取り巻く環境変化と課題	7
3 川崎市における協働・連携の状況	14
第3章 協働・連携の推進に向けた基本的考え方	18
1 協働・連携の意義（なぜ、今、協働・連携なのか）	18
2 協働・連携の基本理念（協働・連携により目指すべき社会）	20
3 協働・連携の推進に向けた3つの視点	22
第4章 今後の協働・連携の 施策推進に向けた取組の方向性	26
1 今後の取組の4つの方向性	26
2 協働・連携施策全般の計画的・戦略的な推進に向けて	28

第 1 章

策定の背景と目的

1 策定の背景

(1) 多様な主体との協働・連携に関する基本的考え方策定の必要性

川崎市では、平成16年に制定した川崎市自治基本条例に基づき、市民との協働のまちづくりを進めてきました。

一方で、今後、地域の課題がますます多様化・複雑化していく状況において、限られた行政の資源や地域で活動する団体単独の取組だけでは、すべての課題に対応することが、難しいことから、多様な主体との協働・連携の重要性が増しています。

こうした環境変化に対応した新たな協働・連携の考え方を整理する必要性が外部委員会等から報告、指摘されています。

■平成25年度包括外部監査による指摘（平成26年1月）

- 協働の担い手は市民活動団体に限定されるものではないことから、市民活動支援指針とは別に、より広く協働の担い手を捉えた基準が必要となる。
- 協働の考え方を示した自治基本条例と市民活動支援指針のような、それぞれの担い手ごとに担当する所管部局の取組方針を示した基準の間の第2階層に位置する協働の推進に関する基準の策定に取り組むべきである。

■自治推進委員会(第4期)報告書（平成26年3月）

- 行政との協働の相手方に、事業者や大学、町内会・自治会など地域で様々な取組を行っている主体があることを再認識し、協働に関する考え方を整理するとともに、様々な主体による連携・協力の取組を支援するなど、関連施策を推進する必要がある。
- 市民間の連携・協力による取組は、地域に欠かせない取組であり、実態を把握して考え方を整理し、支援の枠組みを幅広くしていく必要がある。

■市民活動支援指針改訂検討委員会報告書（平成26年11月）

- 公共の担い手や公共サービスの多様化等を改めて認識し、活動する団体の形態にこだわらず、地域や社会の課題解決のための活動を行っている実態を広く捉え、考え方を整理する必要がある。
- また、地域における市民間の協働や連携の現状を踏まえ、それに対して行政がどのように対応すべきかについて検討が必要である。

2 基本方針の目的・位置付け

(1) 基本方針の目的

これまでは、協働の担い手の中心は市民活動団体で、その手法も市民活動団体と行政との間の協働型事業として、区における市民提案型事業や市民館での市民自主学級及び市民自主企画事業などがその中心でした。一方で、ソーシャルビジネス事業者、企業、大学など、担い手の多様化に加え、協定書の締結による連携した取組や、市民活動団体と企業など、市民同士との協働・連携が広がりを見せるなど、その手法や形態も多様化しており、今後さらに新たな担い手、手法が登場することも考えられます。

こうした協働・連携の多様化に対応し、理念や意義といった協働・連携の柱となるような基本的な考え方をまとめ、今後の協働・連携の取組を進める際に持つべき視点や取組の方向性を明らかにすることを、この基本方針の目的としています。

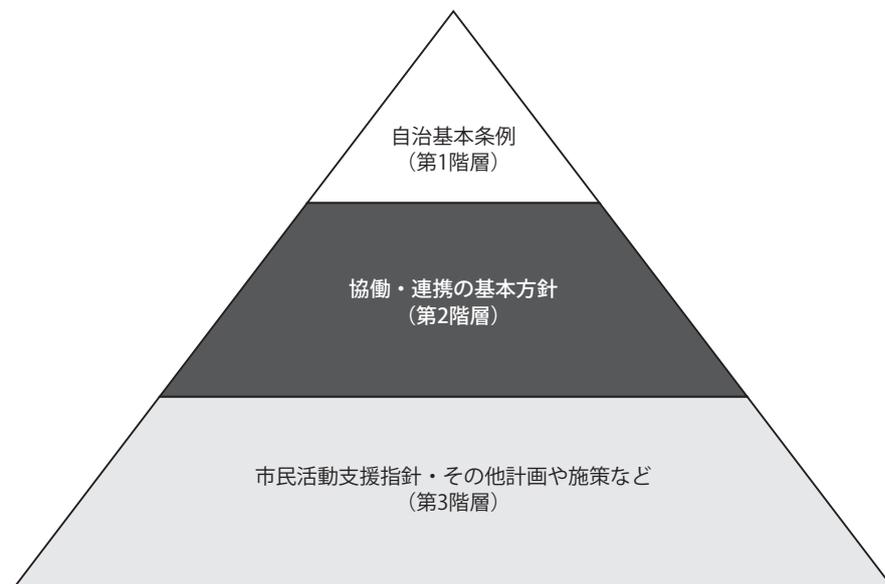
(2) 基本方針の位置付け

この基本方針は、協働・連携に関する市としての基本的考え方や方向性を示すものとして、自治基本条例とそれぞれの具体的施策や計画の間に位置する第2階層として位置付けられるものです。

担い手や手法が多様化する中で、個別具体の実務的な項目を固定して示すことは、かえって協働・連携の効果を妨げる要因にもなることから、この基本方針は多様な主体による協働・連携の基本となる考え方や取り組む際の視点を示すものです。

そのため、例えば市民活動支援指針や地域包括ケアシステム推進ビジョン、環境教育・学習基本方針など、施策領域ごとにそれぞれの市民や事業者等との協働・連携について記載した計画や施策との整合性を図るものです。

図：協働・連携の基本方針の位置付けのイメージ



第2章

協働・連携の現状確認と課題整理

1 これまでの協働・連携に関する考え方や取組

行政の施策として、これまでは主に市民活動団体などを対象として、協働・連携を通じた地域課題解決の取組が進められてきました。

(1) 市民活動支援指針における協働の考え方と取組

平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけとして、ボランティア活動に対する市民の関心が高まり、また、平成10年の特定非営利活動促進法（NPO法）の制定によりボランティア活動をはじめとする市民活動が公共的な活動の担い手として脚光を浴びることとなりました。

こうした社会環境の変化を背景として、川崎市では平成13年に、市民活動の自主性・自立性に配慮し、市民社会の中で市民同士の相互支援を促進することを目的とする、「川崎市市民活動支援指針」を制定しました。

この指針において、市民活動に対する支援の原則の一つに「パートナーシップの構築（市民活動と行政、市民活動と企業、市民活動同士）」を挙げていますが、主に市民活動団体の育成に重点が置かれている内容となっていることから、各区に区民活動支援コーナーが設置されるなど、様々な市民活動支援施策が進められてきました。

■市民活動支援指針における市民活動の定義

ボランティア活動をはじめ、市民が自発的・継続的に参加し、社会サービスの提供等、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動（布教を目的とする宗教活動、特定の政党や候補者を支援する活動は除く。）

■市民活動支援指針における市民活動に対する支援の原則

- 市民活動団体の自主性の尊重（自立を促す支援）
- パートナーシップの構築（市民活動と行政、市民活動と企業、市民活動同士）
- 多様性に合わせた柔軟な支援（活動内容や成熟度に応じた支援施策）
- 間接的・側面的な支援（妨げになっている要因の排除や、支援組織を通じた支援）
- 新しい市民活動団体が生まれる環境づくり（市民の関心の喚起ときっかけづくり）
- 公開性と透明性のある仕組みの支援（市民の理解と支持に基づく支援）

(2) 自治基本条例における協働の考え方と取組

川崎市は、市民自治の確立を目的に、市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区のあり方、自治運営の基本原則に基づく制度等の自治の基本を定めた川崎市自治基本条例を平成16年に制定しました。

この条例では、協働の定義を明らかにするとともに（第3条）、自治運営の基本原則の一つに協働の原則を位置付け（第5条）、協働施策を整備し、その体系化を図ることが掲げられました（第32条）。こうした規定などを背景として、協働型事業のルールを策定するとともに、各区において市民提案型事業が設けられました。

■自治基本条例第3条に基づく協働の定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- (2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

■自治基本条例第5条に基づく自治運営の基本原則

市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。

※逐条説明書では、「協働の原則」とは、市民と市が協力し、互いの特性を発揮しながら課題解決にあたった方が、一方のみが課題解決に取り組むよりも、より大きな効果を期待できる場合に協働する、としています。

■自治基本条例第32条に基づく協働推進の施策整備等

市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

(3) 協働型事業のルールにおける協働の考え方と取組

川崎市は、協働の効果を発揮し、より高い事業成果を得られる協働型事業の推進を目的として、平成20年に川崎市協働型事業のルールを策定しました。

公共的サービスの担い手として重要性が高まっている市民活動団体を行政との協働の担い手として捉え、「市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業」を協働型事業と定義しており、協働の相手方は市民活動団体を対象としています。

このルールでは、行政と市民活動団体との間の協働を進めるにあたっての基本的な考え方や協働に関する6つの原則の標準的な事務手順を示しています。

■協働型事業とは

市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業のことで、行政のみで実施するよりも市民活動団体が加わることでより一層の価値を生み出す場合、または市民活動団体が実施する事業に行政が加わり公的資源（場、資金、人材等）を投入することでさらに価値を生み出す場合に実施します。

■協働に関する6つの原則

- | | | |
|---------------|----------|----------|
| ①目的の共有 | ②対等の関係 | ③相互理解 |
| ④役割分担と責任範囲の確認 | ⑤公開性・透明性 | ⑥成果の振り返り |



2 協働・連携を取り巻く環境変化と課題

(1) 地域の課題や社会的課題の複雑化

経済活動や情報のグローバル化、急激な社会環境の変化、人間関係の希薄化、少子高齢化の進行、人口減少社会への転換などを背景として、地域の課題や社会的課題は、今後ますます複雑化することが見込まれ、持続可能な地域社会の構築に向けては、行政の限られた資源では、その全てに対応することが難しくなっています。

地域の課題や社会的課題については、障害を持つ方の高齢化、認知症で単身の方、貧困の連鎖（格差の固定化）、中高年の引きこもりなど様々な内容となっており、その要因は複雑に絡み合っています。また、それらの課題が対象とする地域の範囲も町内会・自治会の範囲など身近な地域レベルから市全域にわたります。

こうした課題は複層的な要因を持つことから、一つの主体による取組だけでは課題解決が難しく、異なる主体の協働・連携による課題解決が期待されています。

(2) 協働・連携の担い手の多様化

これまでの協働の担い手であった市民活動団体や町内会・自治会に加えて、社会性と事業性の両立を図りながら活動を進めるソーシャルビジネス事業者、CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）活動を行う企業や地域貢献に取り組む大学等の多様な主体がそれぞれの特長を活かして社会貢献活動を行う実態が見られます。

また、市民活動団体やソーシャルビジネス事業者については、NPO法の制定や公益法人改革により、いわゆる任意団体のほかに、NPO法人や公益財団法人などの非営利組織から株式会社等の営利組織まで、組織形態も多岐にわたっています。

多くの主体がそれぞれの特長や役割を活かして、地域の課題や社会的課題を解決する担い手として台頭してきており、また、その主体の組織形態も多様化しています。

■協働・連携の担い手の多様化

担い手の種類	担い手の特徴
市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動を行う主体であり、区における市民提案型事業などを活用した協働の主要な担い手となっています。 ○また、ボランティアを中心とした法人格を持たない活動団体に加え、NPO法の制定により、市内のNPO法人数も351団体（平成27年9月末現在）となっているほか、簡便に法人格を取得できる一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の整備により、市民活動団体の組織形態も多様化しています。
町内会・自治会	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会・自治会は共益的な活動を行いつつも、良好な地域社会の維持形成に資する防災、環境美化、防犯、社会福祉など、地域を支える公益的な活動を行っており、それぞれ顔の見える関係を活かして、地域に関する情報やネットワークを有しており、地域活動の主要な担い手として、その重要性が増しています。 ○今後、急速に高齢化が進行する地域社会において、こうした町内会・自治会が有する特長や強みを活かした、協働・連携による取組が広がることが期待されています。
ソーシャルビジネス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的企業や社会的事業体とも呼ばれるソーシャルビジネス事業者は、地域課題の解決や社会変革を目的として、より事業性を意識した社会的活動を行う主体です。 ○社会性（公益性）と事業性（経済性）のバランスを図ることにより、継続的に社会的活動を行う主体であることに特徴があり、協働・連携の新たな担い手として期待されます。 ○また、市民活動団体と同様に、その法人格についても株式会社などの営利組織からNPO法人などの非営利組織まで、組織形態が多様化していることも特徴です。
企業	<ul style="list-style-type: none"> ○川崎市内では、商店や町工場などの小規模な企業から大手企業まで様々な業種、規模の企業が立地しています。 ○近年、企業においても、地域貢献や社会貢献を積極的に行う事例が増えており、例えば、人材や店舗、技術など企業が有する特長を活かした取組を進めるなど、地域を支える担い手の一つとして注目されています。 ○こうした背景としては、CSR（企業の社会的責任）に対する企業の意識変化に加えて、顧客、株主、従業員、取引先など利害関係者（ステークホルダー）に対するブランド戦略や将来のビジネスモデル構築など、合理的な経営的判断に基づくものと考えられます。
大学等	<ul style="list-style-type: none"> ○近年、大学や専門学校などの教育機関は地域における人的・知的資源を有する担い手として存在感を増しており、各校の特色を活かした取組を展開しています。 ○こうした背景としては、平成18年の教育基本法改正により、大学についての規定が新設され、大学の使命として教育・研究に加えて、研究成果の社会への還元・提供を明文化されたことを契機とした知の地域還元に対する意識の高まりが挙げられます。

(3) 市民の意識変化

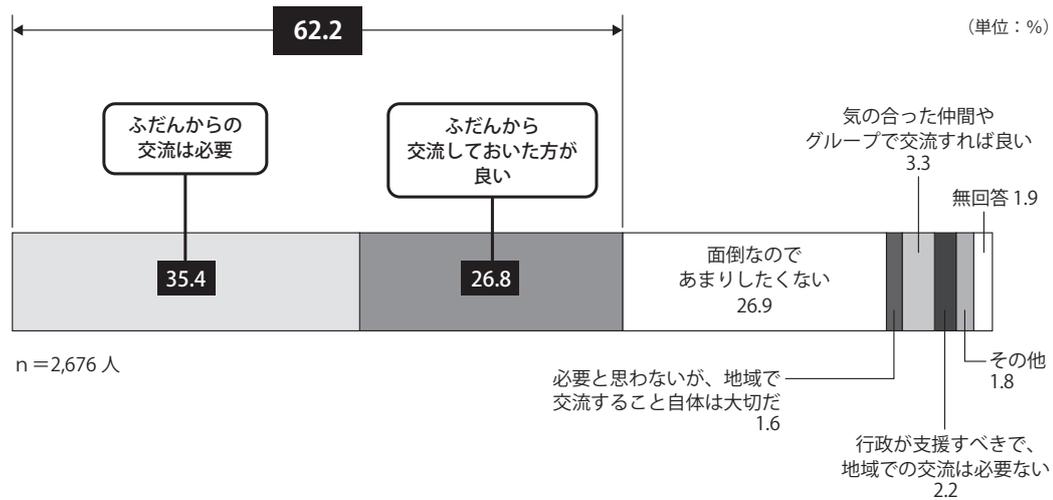
ア 地域における人々の絆やつながりに関する意識変化

東日本大震災を契機として、地域社会における人々の絆の大切さが再認識され、社会貢献、ボランティア活動に関心を持つ人々が増えています。

市民の意識をみると、近所づきあいや地域住民同士の交流の必要性が高いと認識されていることから、今後、協働・連携による活動の基盤となる暮らしやすい地域社会の構築に向けて、少しでも多くの市民が地域に関心を持つことが重要となります。

■近所づきあいや地域住民同士の交流の必要性について

○近所づきあいや地域住民同士の交流の必要性については、「あなたは、近所づきあいや地域住民同士の交流について、どの程度必要だとお考えですか」の設問に対して、「ふだんからの交流は必要だ」が35.4%と最も多くなっており、「ふだんから交流しておいた方が良い」(26.8%)と合わせると、近所づきあいや地域住民の交流が必要とする人が6割を超えており、普段から顔の見える関係性を築くことが大切であると認識されています。



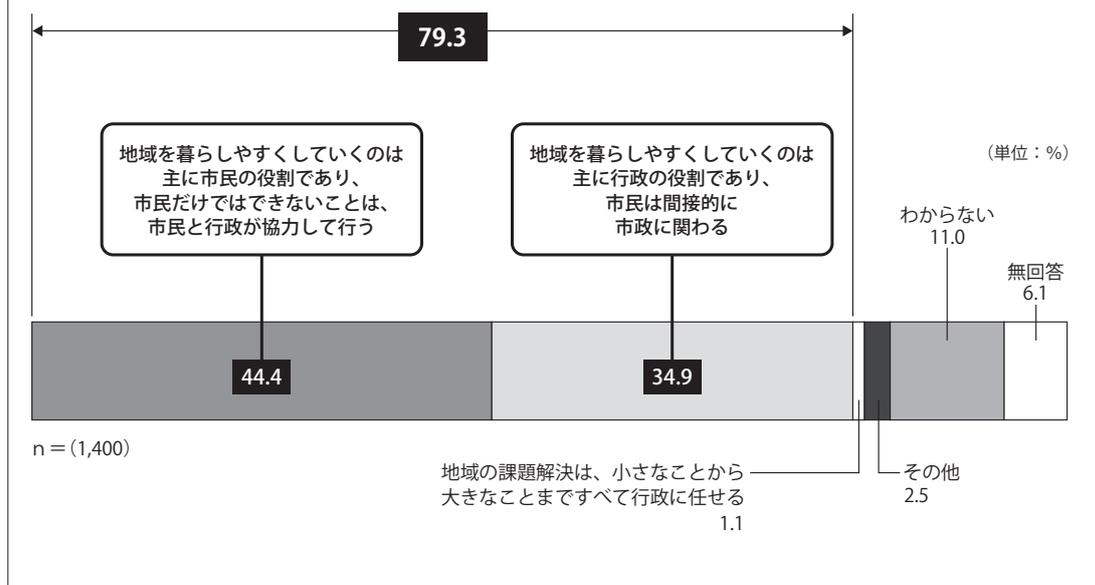
出典「第3回川崎市地域福祉実態調査報告書」(平成25年)

イ 地域活動や社会貢献への関心の高まり

市民の意識を見ると、地域の課題解決は主に市民の役割であると考えてる市民が多く、地域活動や社会貢献への関心も高い傾向にある一方で、実際に地域活動や社会活動に参加している市民は少ないことから、社会参加のきっかけづくりが求められているといえます。

■地域の課題解決のために望ましい公共的な役割のあり方

○「地域の課題を解決していくにあたり、今後の公共的な役割のあり方として、どのような形が望ましいと思いますか」の設問に対して、「地域を暮らしやすくしていくのは主に市民の役割であり、市民だけではできないことは、市民と行政が協力して行う」が44.4%で最も多く、「地域を暮らしやすくしていくのは主に行政の役割であり、市民は間接的に市政に関わる」(34.9%)と合わせると約8割の人が、地域課題の解決に市民も何かしらの関わりが必要と考えている一方で、「地域の課題解決は、小さなことから大きなことまですべて行政に任せる」(1.1%)はわずかとなっていることから、市民の側でも地域の課題は地域で解決する意識が高いといえます。

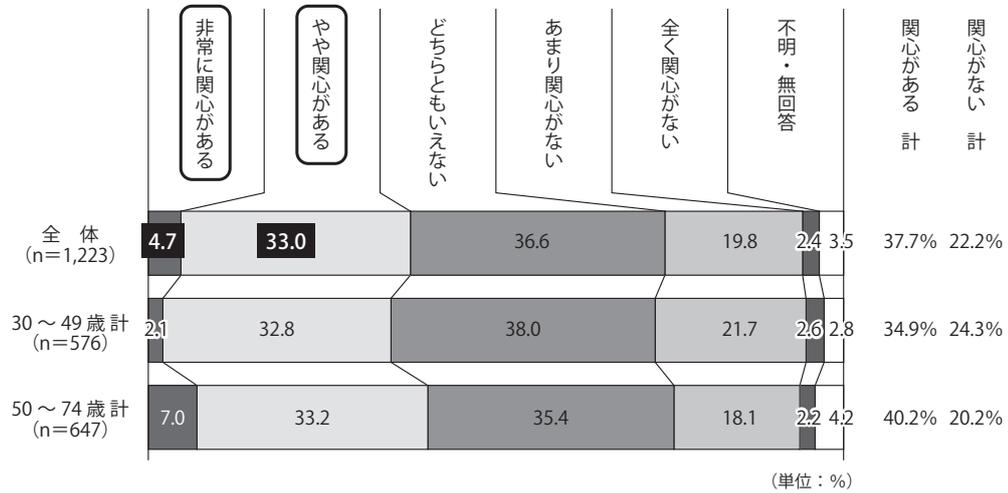


出典「平成24年度 かわさき市民アンケート報告書」

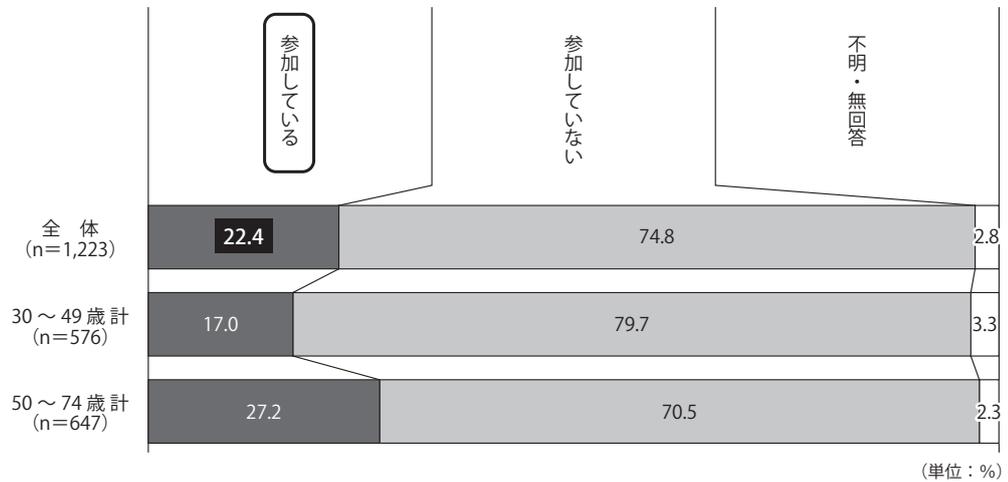
■市民の社会活動や地域活動への関心度と参加状況

○社会活動や地域活動に関心がある（「非常に関心がある」と「やや関心がある」の合計）と答えた市民が37.7%となっている一方で、実際に活動に参加している市民が22.4%に留まっています。

〈設問「あなたは、社会活動・地域活動にどの程度関心がありますか」〉



〈設問「現在、継続して社会活動・地域活動に参加していますか」〉



出典「平成25年度 市民自治の実態等に関する調査報告書」(川崎市)

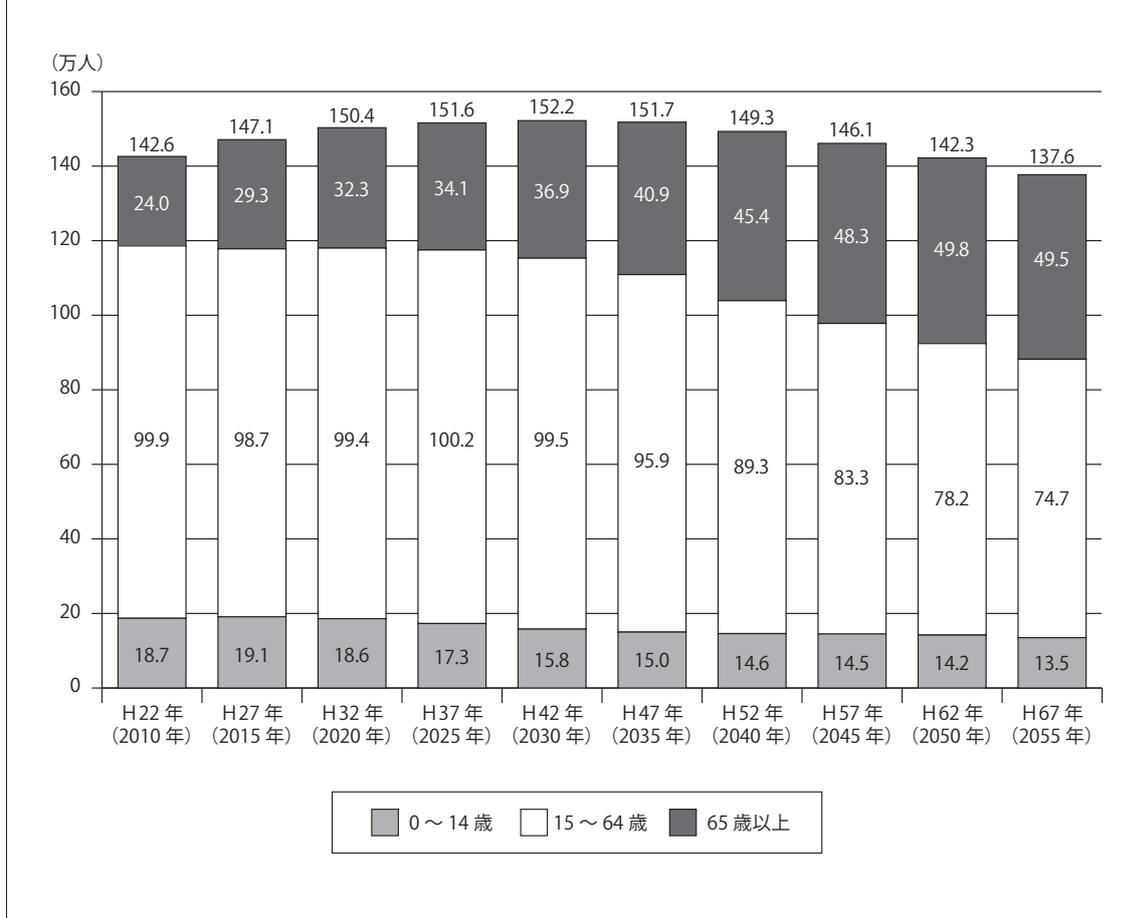
(4) 持続可能な地域づくりの必要性

地域を支える町内会・自治会や地域で活動する市民活動団体では、担い手の高齢化や固定化による人材不足や、活動の停滞などの問題に直面しています。

こうした状況下において、今後、見込まれる超高齢社会や人口減少社会の中で、地域社会を支えていくためには、これまでの町内会・自治会や市民活動団体といった一つの主体による取組に加えて、例えばソーシャルビジネス事業者、企業や大学等とも連携し、持続可能な地域づくりを行うことが求められています。

■超高齢社会の到来及び人口減少への転換

○川崎市では、平成32年には高齢化率が21.4%（65歳以上の人口32.3万人、全市の人口150.4万人から算出）となり、超高齢社会（一般的には65歳以上の人口比率が21%を超えた状態とされています）が到来し、平成42年をピークとして人口減少に転換すると見込まれています。



出典「新たな総合計画の策定に向けた将来人口推計について」（平成26年川崎市）

(5) まとめ ～多様な主体による協働・連携の必要性～

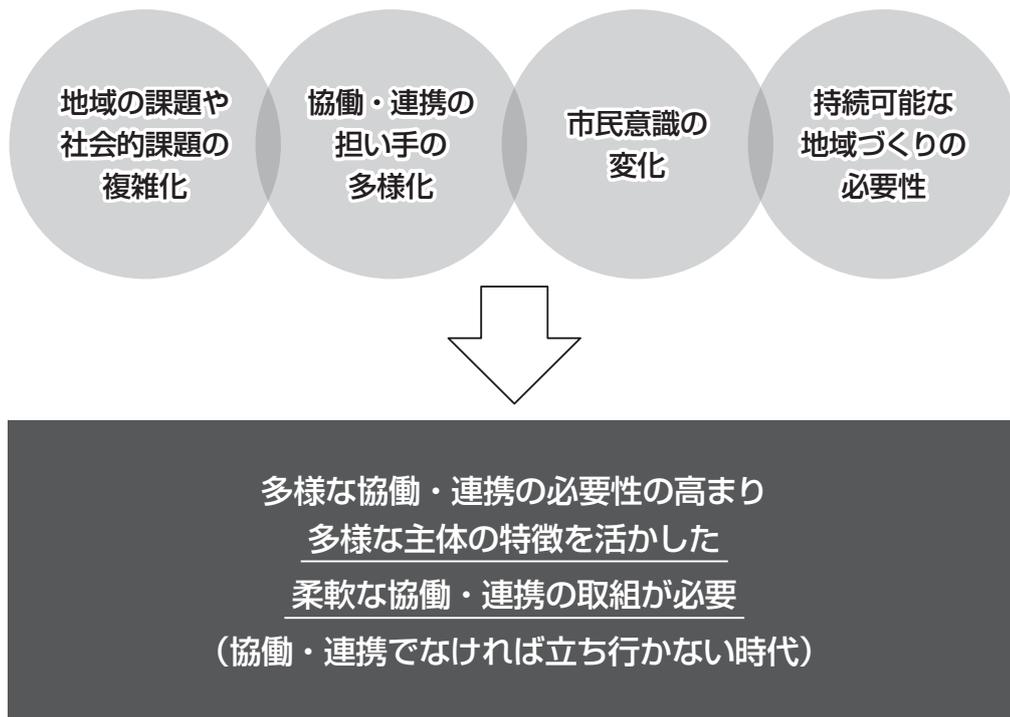
市民活動支援の観点から協働へ発展していった地域課題解決の取組は、現在、行政と市民活動団体のみならず、多様な主体による協働・連携へと広がりを見せています。

この背景には、地域課題や社会的な課題の複雑化や協働・連携の担い手の多様化に加えて、市民意識の変化、持続可能な地域づくりが求められている状況が挙げられます。

また、個々の主体が単独で地域課題の解決に取り組んでも解決は難しく、それぞれの特長や強みを活かし、地域課題に対して投入する資源の最適化を図り、様々な特性を組み合わせることによる相乗効果が期待されるような多様性を活かした協働・連携が必要不可欠な時代になると考えられます。

そのため、市民活動団体、町内会・自治会、ソーシャルビジネス事業者、企業や大学等の事業者などや行政を含む多様な主体が、適切な役割分担により、それぞれの特長や強みを活かした、市民と行政が共に支える協働・連携によるまちづくりを推進する必要があります。

図：多様な主体との協働・連携の必要性のイメージ



3 川崎市における協働・連携の状況

川崎市では、市民活動団体、町内会・自治会、ソーシャルビジネス事業者、企業や大学等の多様な主体との協働・連携による取組が進んでいます。そのため、協働・連携による取組を進めるにあたって、外部委託など契約に基づく委託事業のほか、協定の締結に基づく双方の資源を持ち寄る連携事業など、その手法も様々となっています。

ここでは、多様な主体による協働・連携が進められていることを踏まえて、協働・連携の主体ごとに特徴を整理しました。

(1) 市民活動団体との協働の状況

市民活動団体は、地域の課題や社会的な課題に対して、自主的・先駆的・機動的に取組を進める主体であることから、それぞれの主体による自発的な公益活動に加えて、行政との協働の取組に関して、川崎市の協働型事業の担い手となっています。

川崎市では、主に市民活動団体等との協働に関連して、「協働型事業のルールに基づく協働型事業の実施」、「区における市民提案型事業」、「市民館における市民自主学級・市民自主企画事業」などを通じて、様々な分野における協働の取組を進めています。

■主な市民活動団体との協働について

項目	概要
協働型事業のルールに基づく協働型事業の実施	<ul style="list-style-type: none">○市民活動団体と行政の良好な関係構築を目指し、協働する際の標準的な手続きや尊重すべき原則を定めたもので、これに基づき、市民活動団体と行政の間の協働型事業として、市民に身近な区や市民館などを中心に取組が進められています。○このルールの中において、協働型事業とは、市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業のこととして定義された概念で、企業や大学等との連携は位置付けていません。
区における市民提案型事業	<ul style="list-style-type: none">○宮前区を除く6区において、地域課題解決のための事業として、市民活動団体等から、協働事業を公募し、選考された企画を、市民活動団体への委託により、市民提案型事業を実施しています。○宮前区においては、宮前区まちづくり協議会による助成制度が、類似の役割を果たしており、各区の実情に応じた取組が進められています。
市民館における市民自主学級及び市民自主企画事業	<ul style="list-style-type: none">○地域や社会の課題などの解決に向けた市民の学習の場づくりを、市民と行政の協働により行うことで、市民の主体的な生涯学習の振興を目的として、各区の市民館において実施されている事業です。これから活動を始めようとする個人・団体、または活動初期の団体に多く利用されており、地域における活動の担い手の発掘や市民・学習グループの人材育成の役割も果たしています。

また、市民活動を支援するために、全市・全領域の市民活動の中間支援組織であるかわさき市民活動センターが設立されるなど、民間の中間支援組織が生まれるとともに、一部の区においては、まちづくり推進組織¹が必要な支援を行っています。

(2) 町内会・自治会などとの協働・連携の状況

良好な地域社会の維持及び形成により地域社会を支える町内会・自治会や地域福祉を推進する社会福祉協議会などの団体は、地域における顔の見える関係性のなかで、地域の担い手として重要な役割を担っています。

町内会・自治会以外にも地域で活動する民生委員児童委員、スポーツ推進委員、消防団員、交通指導員、青少年指導員、防犯指導員などの行政委嘱委員の人数は相当数に上り、これらの行政委嘱委員は独任制の場合であっても地域ごとの協議会組織にも所属しています。また、こうした行政委嘱委員と地域住民により構成され、住民主体による地域福祉の推進を目的とした地区社会福祉協議会という組織もあります。

行政は、こうした町内会・自治会などと、地域住民のつながりや地域課題解決の強化を目的として、地域における安全・安心に関する取組、美化活動や福祉活動など、様々な協働の取組を行っています。

(3) ソーシャルビジネス事業者との連携の状況

ソーシャルビジネス事業者は、社会性（公益性）と事業性（経済性）の両立を図ることを特徴としており、その継続的な社会的活動が注目されていることから、地域における雇用創出や課題解決に向けた事業化など、近年、新たな協働・連携の担い手として期待されています。

川崎市においても、ソーシャルビジネス事業者と包括連携協定を締結し、就労困難者の雇用に向けた取組を行うなど、ソーシャルビジネス事業者の個性や特長を活かした連携の取組が進められています。

(4) 企業との連携の状況

企業は、効率的・効果的に世の中の課題解決に向けたサービス等を提供するという特長があり、一般的には利益の追求を目的としていますが、一方でCSR（企業の社会的責任）として社会貢献や地域貢献などの取組を進めるほか、社会的課題の解決を企業ミッションとして掲げる場合の捉え方として、CSV（Creating Shared Value：企業価値と社会的価値の共通価値の創出）の考え方が広まっています。

そうした企業が有する特長を活かした様々な連携の取組が地域の中で展開されている状況が見られます。

1 市民参加により市民の考えによる区の将来のあり方を明らかにするために策定された「区づくり白書」の理念に基づき、区民の合意形成を図りながら行政とのパートナーシップのもと、魅力あるまちづくりを目指すため、平成12年度に各区に設置。平成27年度現在、幸区と麻生区を除く各区に設置。

また、川崎市では、市民生活に関係する幅広い分野において複数の取組を進めることを目的とした包括連携協定や個別の施策分野に関する個別連携協定などを約200件（平成27年9月時点）締結しています。こうした協定に基づき、各企業が持つそれぞれの強みを最大限に活かした連携事業に取り組んでいます。

(5) 大学等との連携の状況

大学や専門学校などの教育機関は、研究や教育活動を通じた知的資源・人的資源を有する主体です。

大学については、平成18年の改正により、教育基本法に新たな規定が新設され、大学の使命として教育・研究に加え、社会への成果の提供が明文化され、地域における新たな活動の担い手として注目されています。

川崎市には、11の大学（平成27年9月時点）があり、例えば、地域課題解決に向けた学生インターンシップや学生ボランティアの派遣、市民向け公開講座、町内会・自治会や市民活動団体と連携した地域活性化の取組等、各大学等が持つ知的資源や人的資源などの特色を活かした、地域における顔の見える連携事業が展開されています。

また、川崎市は約60件の個別連携協定（平成27年9月時点）を締結し、幅広い分野において様々な取組が進められています。

(6) その他の協働・連携の状況

ア 他自治体との連携の状況

近年、横浜市との待機児童解消に関する協定の締結のような個別の施策に関する連携事業や、世田谷区や宮崎県との包括協定の締結など、様々な分野について横断的に連携を進めるものまで、自治体間連携と呼ばれる取組が進められています。

こうした、それぞれの自治体が持つ強みや特長を効果的に活かした連携により、地域課題の解決のみならず、市民生活の利便性や都市の魅力向上、住民同士の交流の促進などの成果が生まれています。

イ 市民同士の間における協働・連携の状況

行政と民間との間の協働・連携の取組以外にも、市民の間における協働・連携の取組が広がっています。

市民活動団体の中には、活動を進める中で、町内会・自治会、ソーシャルビジネス事業者、企業や大学等、行政以外の多様な主体と連携した取組が増えています。

また、町内会・自治会なども顔の見える関係性を活かして、地域の大学等、企業、商店会、市民活動団体など、他の主体との連携により、地域福祉の向上や防災活動、地域活性化など様々な取組を行っています。

こうした各主体それぞれの強みや特長を効果的に活かした、市民の間における連携した取組が、地域課題の解決や社会変革につながることを期待されています。

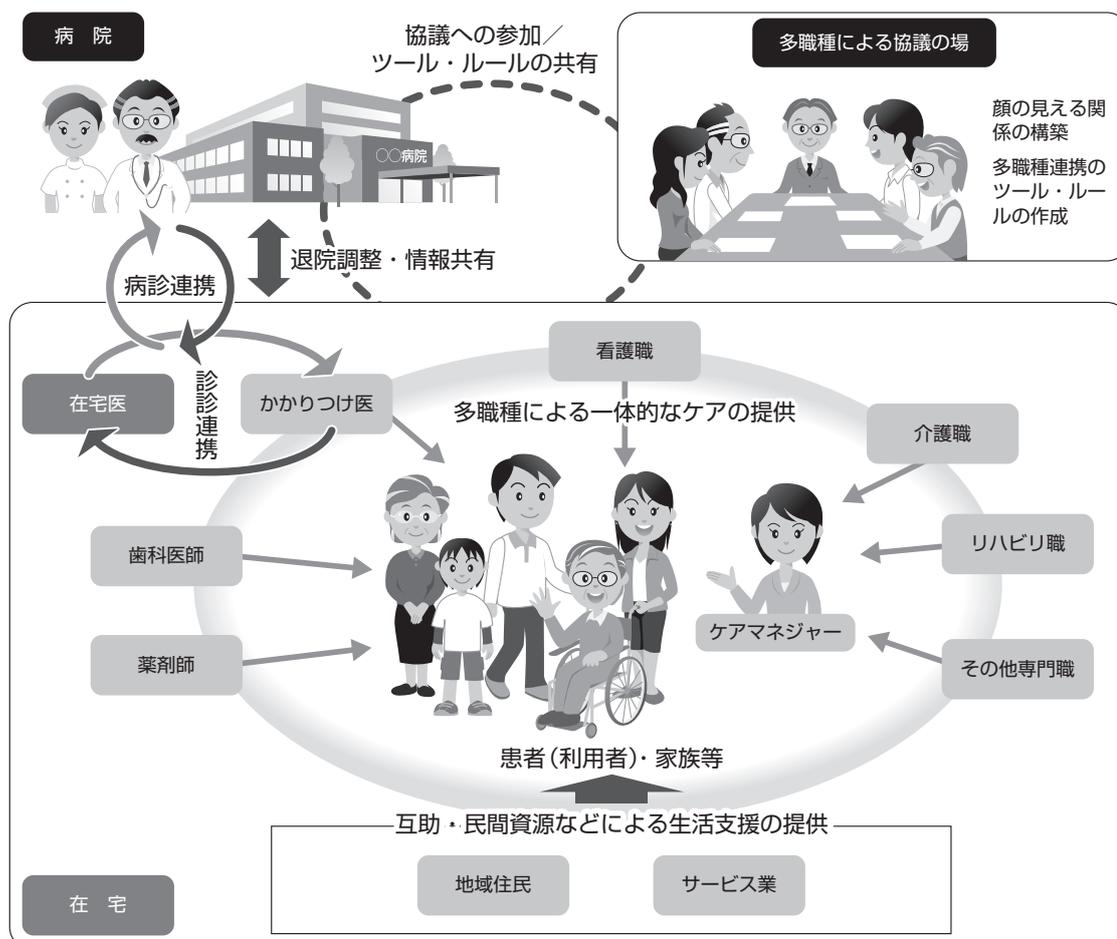
ウ 地域包括ケアシステム²による職種間連携の展開

川崎市においては、平成32年に「超高齢社会（一般的には65歳以上の人口比率が21%を超えた状態）」が到来することが予想されています。誰もが安心して暮らしていける地域づくりが、今後の大きな課題となっており、そのためには、地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題となっています。

そのため、平成27年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。その中で基本的な視点として、「多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」、「多職種が連携した一体的なケアの提供による、自立した生活と尊厳の保持の実現」が掲げられています。

多様な主体の活躍や多職種の連携については、協働・連携の取組にも重なる内容であり、地域包括ケアシステムの構築が今後の協働・連携のモデルケースの一つになることが期待されます。

図：医療機関からの在宅復帰を例とした地域における連携（イメージ）



川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（平成27年3月策定）より

2 地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。（「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第2条第1項より）

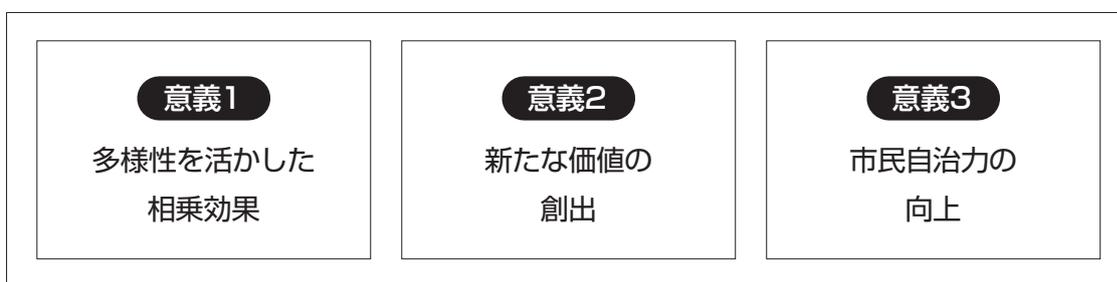
第3章

協働・連携の推進に向けた基本的考え方

1 協働・連携の意義（なぜ、今、協働・連携なのか）

川崎市における協働・連携の推進を図る意義（なぜ協働・連携の推進に取り組むのか）として、次の3点を掲げます。

■協働・連携の3つの意義



意義1 多様性を活かした相乗効果

地域の課題や社会的な課題も複雑化しており、その解決には単体による取組では難しくなっています。したがって、こうした課題の複雑化に対応するためには、多様性を活かした協働・連携の取組が不可欠です。

協働・連携に取り組む主体として、市民活動団体、町内会・自治会、ソーシャルビジネス事業者、企業、大学等、行政などの多様な主体が存在し、それぞれの立場から役割を果たして、社会的な活動を行っています。

協働・連携の取組において、多様な主体が、それぞれ異なる強みや役割を活かして、力を合わせることで、相互に補完しあう相乗効果が生まれ、より迅速かつ柔軟で効果的な課題の解決が実現されることが期待されます。

意義2 新たな価値の創出

協働・連携の取組を通じて、目的や社会的役割の異なる主体が交わることで、単体ではこれまで気づかなかった発想や新たな視点が生まれることがあります。

こうした多様な主体による協働・連携の取組を進めることを通じて得られた「気づき」により、多様な主体による協働・連携の取組を通じて、そうした新しい事業モデルや課題解決に向けた取組のヒントを得るとともに、新たな価値を創出し、社会変革（ソー

シャルイノベーション³⁾につなげることが、今後、ますます複雑化する課題の解決に向けて不可欠となります。

そうした新たな気づきや取組を参加者が共有し、相互に展開を広げることで、更なる社会変革を起こすという好循環が期待されます。

意義3 市民自治力の向上

今後、予想される超高齢社会の到来を見据え、協働・連携による持続可能な地域社会の構築が、より重要となってきます。

地域における協働・連携の取組を通じて、それぞれの主体が、より主体的に課題解決に向けた取組に関わりを持つことにより、地域全体の自治力が一層高まり、地域の課題解決力に厚みが増すものと考えます。

特に、地域の見守りという点において、地域の課題を生活している人が解決できるような仕組みを整えていくことが大切となります。

また、協働・連携の取組を進めるための前提として、活動に対する市民一人ひとりの参加が不可欠です。ボランティア活動のほか、寄付やサポート的な参加など、様々な形で関わりを持てるような参加機会の拡充が重要であると考えます。

さらに、地域における協働・連携の取組を通じて、共に地域を支える主体間の交流が図られ、既存のコミュニティの活性化や新たなコミュニティが形成されることなどの効果も期待されます。



3 本方針においては、これまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことを想定している。

具体的には、2つの側面があると考えられる。1点目は、協働・連携の取組により産み出されたサービスや成果そのものが革新的であるということ。2点目は、協働・連携の取組そのものを産み出すための資源調達やコーディネートが革新的であるということ。これら2点の革新性が既存の枠組みでは対応が難しい課題の解決に結びつくものである。

2 協働・連携の基本理念（協働・連携により目指すべき社会）

協働・連携の意義を踏まえ、今後、川崎市が目指すべき協働・連携の推進に向けた基本理念として、次の通り掲げます。

■協働・連携の基本理念

市民活動団体、町内会・自治会、
ソーシャルビジネス事業者、
企業、大学、行政などの多様な主体がその枠を超えて、
互いの強みを持ち寄り、
地域の課題解決や社会の変革に向けて、主体的に取り組むことを通じ、
暮らしやすい地域社会の実現を図ること

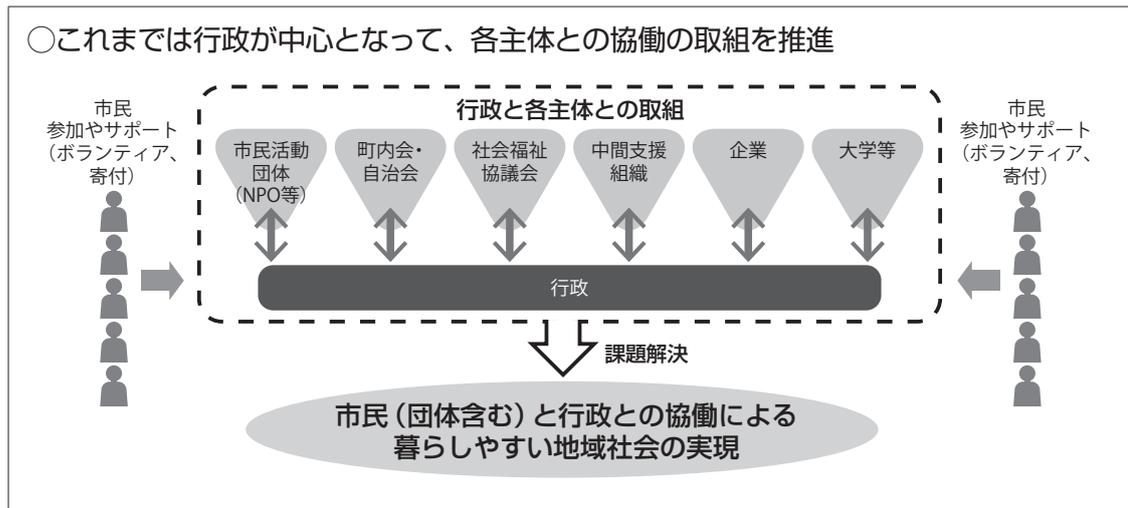
これまでの協働や連携は、主に市民活動団体や町内会・自治会と行政との間における協働、あるいは企業や大学等と行政との間の連携など、行政を中心としたものと捉えられていました。

基本理念では、行政も社会を構成する主体の一つとして捉えて、多様な主体による協働・連携を描いています。また、何らかの活動などを行う団体だけでなく、寄付やボランティアへの直接的な参加やブログやツイッターなどでの情報発信などの間接的な参加など、活動を支える個人も関係者の一員として含まれるものと考えています。

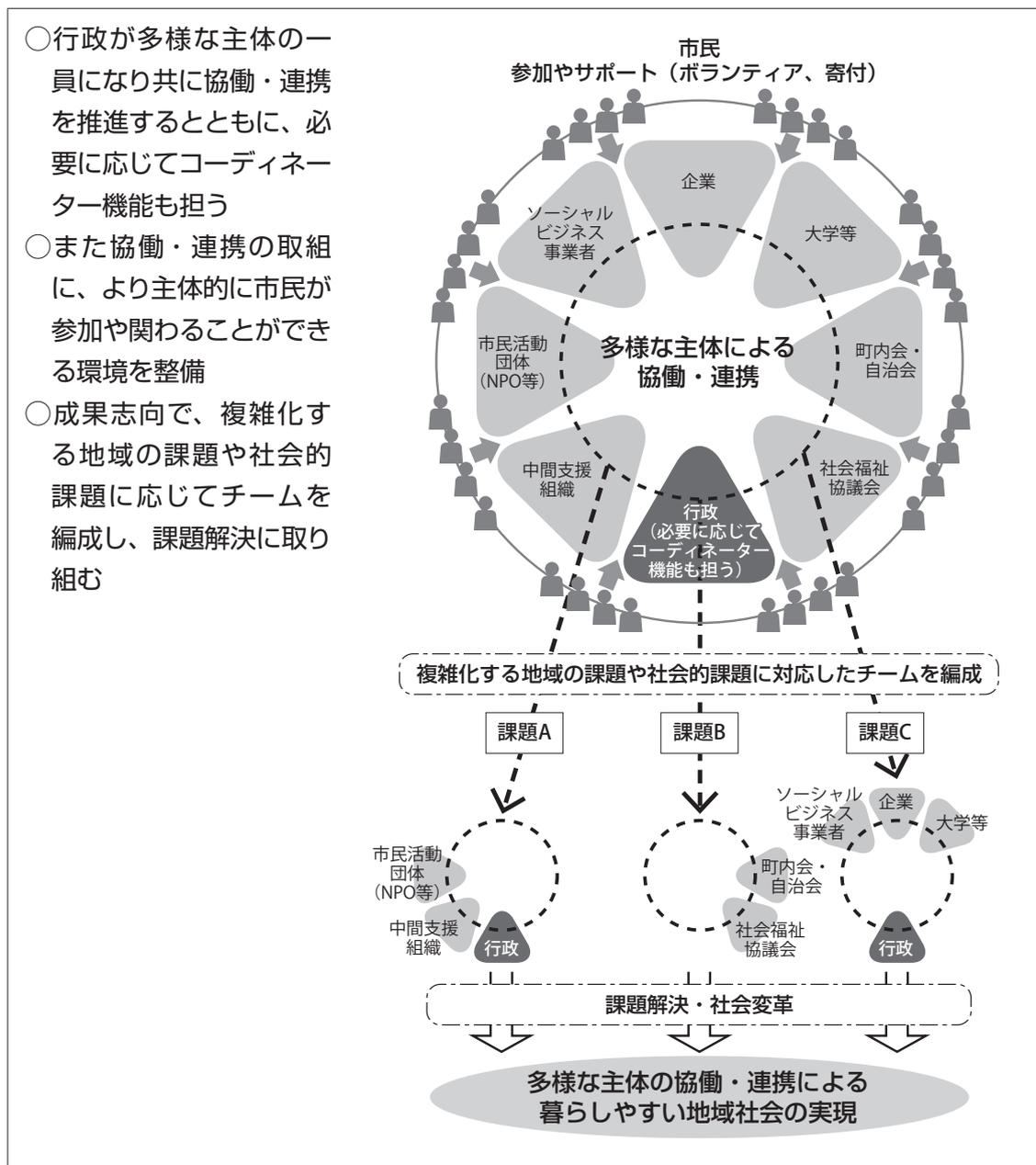
特に重要となるのは、こうした多様な主体が協働・連携することにより、それぞれが持つ特長を最大限に発揮し、新たな発想や視点を活かして、地域の課題解決や新しい社会変革を起こす、という意識です。

その上で、企業を含めた市民の一人ひとりが主体的に取組に関わることにより地域全体の自治力を向上させることを通じて、最終的には、自治基本条例において協働の原則として掲げられている「暮らしやすい地域社会の実現」に向けて、互いに尊重し、対等な関係に立ちながら協力していくことを表現しています。

■目指すべき社会のイメージ図（これまで）



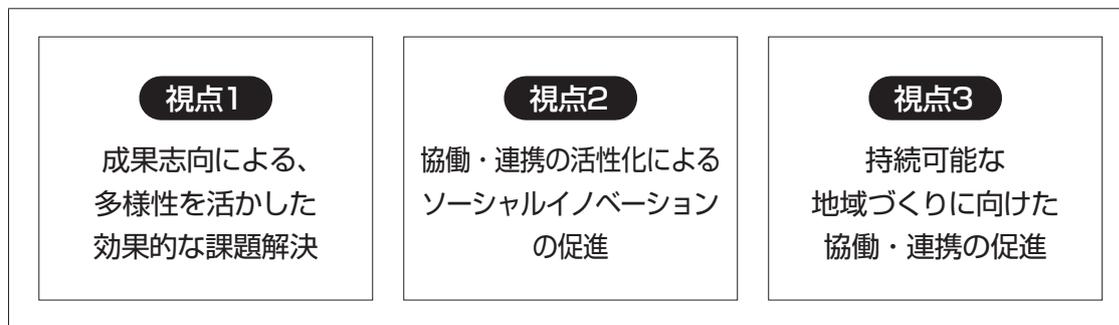
■目指すべき社会のイメージ図（これから）



3 協働・連携の推進に向けた3つの視点

協働・連携の基本理念を踏まえ、今後、川崎市が協働・連携の取組を推進するにあたっての基本的な視点について、次のとおり、3つの視点として整理しました。

■協働・連携の推進に向けた3つの視点



●**視点1** 成果志向による、多様性を活かした効果的な課題解決

協働・連携の取組は、目的を達成するための手段の一つであり、取組を進めること自体が目的ではありません。

協働・連携の取組の目的を達成するために、成果志向型の取組であること、課題に対するアウトプット（取組結果による成果物・事業量）・アウトカム（波及効果を含む成果）の共有、協働・連携の取組の中に多様性を活かすこと、そのための相互理解を図ることなどが求められます。

◎**成果志向とより良い成果を生み出すための課題・目的の共有**

協働・連携の目的は、最終的には地域課題の解決や社会変革を起こすことを通じて、暮らしやすい地域社会を実現することであり、協働・連携とはその目的達成の手段に過ぎません。すなわち、協働・連携の取組により、地域で困っている人や課題の解決にどれだけ役に立ったかという成果志向の視点が重要です。

したがって、協働・連携の取組が形骸化したり、取組を行う団体だけの利益にならないようにするためには、その取組によって生み出された具体的なアウトプットやアウトカムに加え、地域や社会に対してどのようなインパクト（取組による効果）を与えたのかという、取組の成果をより意識することが重要です。

そして、より多くの成果を生み出すためには、当事者同士が課題及び取組の目的を共有することが必要です。

●多様性の発揮による相乗効果

今後、少子高齢化や人口減少が見込まれる中、限られた資源でより効果的な成果を得るためには、協働・連携の取組において、それぞれの特長や強みを活かした多様性による相乗効果を発揮し、効果的な取組とすることが求められます。

例えば、近年、企業等の営利を目的とする主体による社会貢献や地域活動の取組が活発化しています。企業による社会貢献や地域活動は、地域社会における課題解決に応える一面がありつつも、時間軸を広く捉えると企業利益につながる場合もあり、連携による社会的な公益効果と経済活動としての企業利益の境界が、明確に分かれているわけではありません。

しかし、協働・連携の取組を通じて、地域の課題解決や社会変革が図られる場合には、必ずしも相手方が営利を目的とした団体であることをもって、協働・連携の対象から排除することは、協働・連携の基本理念に鑑みて、適切ではないと考えます。

そうした多様な主体による協働・連携の取組により、お互いの特長や強みを活かすことで取組の相乗効果が期待され、効果的な課題解決が可能となることから、これまで一つの主体により提供されていたサービスに比べて、その量的拡大や質的向上が図られることにより、より豊かで暮らしやすい地域社会の実現につながるものと考えます。

●相互理解の促進

多様な主体による協働・連携を推進するためには、それぞれの特徴や立場を相互に理解することが重要です。

例えば、市民活動団体等の非営利組織は機動的・先駆的に地域の課題や社会的課題に取り組むことに特徴がある一方で、企業等の営利組織は効率的・効果的に世の中の利便性向上などの手法を提供するものの、利益が生まれなければ事業活動が継続できないなどの制約があります。また、行政は、公平・公正な対応に特徴があり、信用度が高い反面、個別の対応や機動性・柔軟性のある対応が時として難しい場合があるなど、それぞれ特徴や立場が異なります。

こうした異なる主体の間における協働・連携を効果的に進めるためには、それぞれの主体が掲げるミッションや本来の目的のほか、意思決定プロセスや行動規範、予算的な手続きなどの違いについて、相互理解を深めることが必要です。

視点2 協働・連携の活性化によるソーシャルイノベーションの促進

協働・連携の取組が活性化することにより、異なる特徴を持った、複数の主体による化学反応にも似た作用が生まれ、これまでになかった発想や新たな気づきが生まれる可能性が広がることが期待されます。

異なる特長や強みを持つ複数の主体が一緒に取り組むことで、例えば、就労困難者の自立支援と地域の安全・安心や高齢者の見守りなど、複数の課題に対して同時に取り組むような、多様な主体による協働・連携の取組により、これまでにない成果や新たな価値の創出、ソーシャルイノベーションを生む可能性が広がります。

●協働・連携の活性化によるソーシャルイノベーションの水平展開

今後想定される地域課題や社会的課題に対応するためには、優良な協働・連携の取組をその地域にとどめるだけでなく、同じような課題を持つ他の地域などに広く水平展開することで、協働・連携の活性化を図ることが必要です。

こうした協働・連携の活性化により、取組によるアウトプットやアウトカムが社会的なインパクトを起こすことにつながります。

そのためには、多様な主体による協働・連携のグッドプラクティス（優良な事例）を、各局区など行政組織内のみならず、市民と行政を含めた多くの主体で共有できるよう、効果的な情報発信や情報共有などを通じて、新たな取組の誘発、またはこれまでの取組の充実につなげる視点が求められます。

●市民の間における協働・連携を促進するコーディネート

市民活動団体と企業が連携した取組や町内会・自治会と大学等による地域活性化の取組など、市民の間における協働・連携が地域において広がりを見せ、欠かせない取組となっています。

そうした現状を踏まえると、協働・連携の取組により地域課題の解決や社会変革につながるが見込まれる場合には、行政や中間支援組織などが、必要なコーディネートを行うなど、市民の間における協働・連携の取組を促進する視点が重要です。ただし、行政がそうしたコーディネートを行う場合には、民間の自由で自主的な活動の妨げとならないような注意が必要です。

●協働・連携の活性化に向けた担い手の基盤強化

協働・連携の活性化にあたっては、協働・連携を支える担い手の基盤強化が重要であり、その中でも最も重要と考えられる人材、資金の確保が必要です。人材や資金を確保するためには、人材の育成・発掘、資金調達手法に対する支援や新たな資金調達手法の開発などが求められます。

視点3 持続可能な地域づくりに向けた協働・連携の促進

今後、高齢化や人口減少が急速に進行し、地域の担い手不足が見込まれる中において、協働・連携の取組を推進するためには、市民の取組への積極的な関わりを促し、地域の担い手不足を解消するなど、市民主体による持続可能な地域づくりの視点が重要です。

地域における課題解決に向けては、こうした市民主体の持続可能な地域づくりを進めるとともに、協働・連携の取組をより持続的なものとするためのしくみづくりや事業化に向けた取組、そのための気軽な参加のきっかけづくりなどが求められます。

◎持続可能な地域づくりに向けた協働・連携を生み出すための仕組みづくり

町内会・自治会や地域で活動する市民活動団体など、地域の担い手が高齢化・固定化する中において、実際に地域課題の解決を図るためには、協働・連携を通じた取組により、持続可能な地域づくりを進めるという視点が重要です。

そのためには、地域においてそれぞれの主体による単独の取組に加えて、例えば、より地域の実情を把握している主体と課題解決に関するノウハウや強みを持った主体や、資金・人材などの資源などを結びつけ、協働・連携の取組をより持続可能なものとするための仕組みづくりが求められています。

◎地域における協働・連携を生み出す場づくり

政令指定都市である川崎市においては、市域が広大であることから、身近な地域課題から社会的な課題まで多様な課題に対応するためには、市レベル、区レベル、地域レベルの3つの階層による、協働・連携を進める場づくりが求められています。

特に、地域課題の解決にきめ細かく対応するためには、市レベルだけでは範囲が広域であることから、より身近な地域課題解決の拠点として、区レベルを単位として、それぞれの地域における課題を抽出し、その課題に対応するための機能を有する場の創出が重要です。

また、特定の目的がなくても市民が気軽に訪れ、その場での交流をきっかけとして、地域課題解決の取組に参加できるような、身近な地域レベルの場づくりも、協働・連携を活性化するためには欠かせません。

第4章

今後の協働・連携の施策推進に向けた取組の方向性

これまで述べたとおり、今後、ますます地域や社会の課題が複雑化し、それに対し市民が主体的に取り組んでいく時代を迎えますが、そのためには、地域課題の解決や社会の変革に向けて、地域で活動する多様な主体が、力を合わせて同じ目的を達成するためにこれまでにない新しい協働・連携の取組を進めることが求められています。

こうした新しい協働・連携を進めるための基本的な方向性や協働・連携施策全般の推進について、次のとおり整理します。

1 今後の取組の4つの方向性

今後の新しい協働・連携を進めるにあたって、多様な主体を構成する一員である行政に求められる役割として、次の4つの基本的な方向性を掲げ、今後はこの方向性にしながら取組を進めていきます。

■今後の取組の4つの方向性



方向性1 多様な主体をつなぐコーディネート

川崎市は、行政として地域課題解決を担う多様な主体の一つに位置付けられますが、一方で、そうした様々な主体や資源をつなぎ、新しい取組をコーディネートする役割も求められています。

また、そうした多様な主体をつなぐコーディネートは、行政だけではなく中間支援組織の果たす役割も大きいことから、行政や中間支援組織などが、その特長に応じたコーディネートをを行うなどにより、市民の間における協働・連携の取組を促進することが重要です。

その上で、特に、多様な主体から構成される具体的な協働・連携の仕組みづくりや実際の取組を進めるに際しては、行政はその構成員でありつつも、民間だけの取組だけでは解決が難しい課題など、解決すべき課題に応じて、より主導的な役割を果たすなど、コーディネートを積極的に進めていきます。

方向性2 協働・連携の担い手の基盤強化及び活動の支援

協働・連携の取組を通じて、持続可能な地域づくりを進めるためには、その担い手となる主体が活動を継続できる環境が求められますが、一方で、公益的・社会的な活動を行う団体は、継続的な活動運営が難しい状況があります。

川崎市は、こうした公益的・社会的な活動を行う担い手の基盤強化及び活動の支援につながる取組を実施するとともに、それだけでなく、民間の中間支援組織をはじめとした多様な主体との協働・連携により、支援の拡充や新たな支援メニューの開発など、担い手の基盤強化や活動支援の取組を進めていきます。

方向性3 新しい取組・チャレンジを生み出すための柔軟な対応

今後、地域において、多様な主体や資源をつなげ、これまでにない、新しい協働・連携の取組が重要になります。

一方で、既存の制度や枠組みが、新しい協働・連携の取組やチャレンジの障壁となる場合が考えられます。協働・連携の取組を通じた地域課題の解決のほか、新たな価値の創出やソーシャルイノベーションにつながるような、新しい取組やチャレンジの芽を摘まないために、課題や目的を明確化しながら、共通の成果を目指して柔軟な対応することが求められています。

特に、協働・連携の担い手やその組織形態等が多様化していることから、そうした多様化への対応を柔軟に進めていくとともに、行政だけでは見落としがちで地域個々の課題や社会的課題に対しての企画や政策立案を受け入れることなどを通じて、多様な主体との協働・連携の取組を進めます。

方向性4 協働・連携の取組を活性化するための参加機会の拡充

協働・連携の取組を活性化するためには、活動に対する市民一人ひとりの共感を得ることが必要です。

そのためには、取組に関する情報発信を効果的に行うとともに、参加のきっかけづくりが求められます。きっかけづくりなどから参加者が拡大することで、実際に地域において協働・連携を担う人材の発掘・育成につながることから、そうしたきっかけづくりの取組などにより、協働・連携を担う人材の育成・発掘につなげていきます。

2 協働・連携施策全般の計画的・戦略的な推進に向けて

今後は、この基本方針に基づき、各局区において協働・連携の取組を進めていきますが、協働・連携の取組は、様々な施策や所管課が関係していることから、主体や手法が多様化した新たな協働・連携の推進にあたっては、計画的・戦略的に進める必要があります。

そのためには、協働・連携の取組に対して、全庁的・横断的に進めるための推進体制を構築し、自治基本条例における協働の原則やこの基本方針に掲げた協働・連携の基本理念、基本的視点などにしたがって、各所管課における施策や計画において、協働・連携の取組が適切に行われているかどうかといった成果の検証や事業管理、モニタリングの実施などを進めます。

こうした推進体制や取組を通じて、多様な協働・連携の取組についての情報共有を強化するとともに、それぞれの施策領域ごとの取組事例について、協働・連携の視点から横串を刺し、必要な事業間連携を誘導し、または重複を避けるなど、協働・連携の成果を高めるとともに、職員の協働・連携に関する意識改革により、川崎市全体の協働・連携力を一層高めるための取組を推進していきます。

川崎市協働・連携の基本方針
～多様なコラボレーションによる暮らしやすい地域社会づくりに向けて～

(平成28年4月以降～)

川崎市市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課

TEL : 044-200-0387 FAX : 044-200-3800

E-mail : 25kyodo@city.kawasaki.jp

(平成28年3月まで)

川崎市総合企画局自治推進部

TEL : 044-200-0387 FAX : 044-200-3800

E-mail : 20ziti@city.kawasaki.jp
